

建築物省エネ法の適合性判定の手数料早見表

①適合性判定

認定種別	建物種別	計算方法	対象床面積 (㎡)	手数料 (円)
適合性判定	戸建住宅	標準計算基準	～200未満	34,000
			200以上	37,000
		仕様・計算併用法基準	～200未満	25,000
			200以上	28,000
		仕様基準	～200未満	18,000
			200以上	19,000
	共同住宅等	標準計算基準	～300以内	67,000
		仕様・計算併用法基準	～300以内	50,000
		仕様基準	～300以内	32,000
	非住宅部分のみ	標準入力法	～300以内	224,000
		モデル建物法	～300以内	86,000
	工場等部分のみ	標準入力法	～300以内	23,000
		モデル建物法	～300以内	19,000
複合建築物			非住宅部分の金額＋工場等部分の金額＋共同住宅等の金額 ただし、非住宅部分の金額＋工場等部分の金額の場合、 「A：非住宅部分の金額＋工場等部分の金額」と 「B：非住宅部分と工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の金額」とを比較し、 A＞Bの場合は、Bの金額とします。	

②適合性判定の変更

認定種別	建物種別	計算方法	対象床面積(㎡)	手数料 (円)
適合性判定の変更	戸建住宅	標準計算基準	～200未満	17,000
			200以上	19,000
		仕様・計算併用法	～200未満	13,000
			200以上	14,000
		仕様基準	～200未満	9,000
			200以上	10,000
	共同住宅等	標準計算基準	～300以内	67,000
		仕様・計算併用法	～300以内	50,000
		仕様基準	～300以内	32000
	非住宅部分のみ	標準入力法	～300以内	224,000
		モデル建物法	～300以内	86,000
	工場等部分のみ	標準入力法	～300以内	23,000
		モデル建物法	～300以内	19,000
複合建築物			非住宅部分の金額＋工場等部分の金額＋共同住宅等の金額 ただし、非住宅部分の金額＋工場等部分の金額の場合、 「A：非住宅部分の金額＋工場等部分の金額」と 「B：非住宅部分と工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の金額」とを比較し、 A＞Bの場合は、Bの金額とします。	

③軽微な変更に関する証明書の交付

認定種別	建物種別	計算方法	対象床面積(㎡)	手数料 (円)
軽微な変更の証明書の交付	戸建住宅	標準計算基準	～200未満	17,000
			200以上	19,000
		仕様・計算併用法	～200未満	13,000
			200以上	14,000
		仕様基準	～200未満	9,000
			200以上	10,000
	共同住宅等	標準計算基準	～300以内	67,000
		仕様・計算併用法	～300以内	50,000
		仕様基準	～300以内	32,000
	非住宅部分のみ	標準入力法	～300以内	224,000
		モデル建物法	～300以内	86,000
	工場等部分のみ	標準入力法	～300以内	23,000
		モデル建物法	～300以内	19,000
複合建築物			非住宅部分の金額＋工場等部分の金額＋共同住宅等の金額 ただし、非住宅部分の金額＋工場等部分の金額の場合、 「A：非住宅部分の金額＋工場等部分の金額」と 「B：非住宅部分と工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の金額」とを比較し、 A>Bの場合は、Bの金額とします。	

※工場等部分とは、工場、倉庫、データセンター、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場
水産物の増殖場や養殖場、危険物の貯蔵や処理施設、その他これらに類する用途です。
※変更の対象面積については、「床面積の増に係る部分の面積」＋「変更に係る部分の床面積×1/2の面積」としてください。